

牧師給支援規程付表送付にあたって（2024年度） 宣教室からのお願い（差し替え）

今回の全国発送で、第二回理事会記録が送付されました。その中に、「2024年度連盟牧師給支援規程付表」が掲載されています。この表は各教会が牧師給の参考にされる場合は、次のことにご注意ください。

- ① 牧師給は、言うまでもなく各教会の財政や地域の状況等を勘案して算出されるものです。この表は各教会の牧師の給与を一律に定めるものではありません。あくまで一つの参考とするための資料です。
- ② 牧師を招聘する場合、一般社会がそうであるように、給与以外の福利厚生等々を考える必要があります。各教会の限られた財政状況の中でもこの必要性を自覚し、つねに最善を求めてゆきましょう。
- ③ 一方、牧師等の教役者も、主にあつて絶えず謙虚に教会に仕えることを努めましょう。教会員や同労者からの意見や助言には誠実に耳を傾け、信仰者また牧会者として常に自己吟味と自己研鑽に努めましょう。

2023年11月

<給与を大切に考えましょう！> *****

バプテスト教会は、牧師を「身分」ではなく「職分」として理解しています。ですから、牧師には教会が託す「働き」にふさわしい待遇を整えるのが招聘した教会の責任です。一般社会の水準から著しく低くならないように、また、福利厚生も合わせて整備しましょう。牧師への処遇は、教会の信仰、とりわけ教役者の人権に対する姿勢が問われることでもあります。一方牧師が教会外で収入を得る事例が近年増加しており、そうした「兼業」を積極的な教会形成の一環と理解する傾向も出ています。いずれにしてもあらゆる場合に牧師のプライバシーを尊重しながら教会と牧師が給与について互いに理解し合うことが基本です。

<厚生年金に加入しましょう！> *****

連盟の第55回定期総会で、教役者退職年金制度の年金部分が見直され、法人格の有無にかかわらず、すべての教会・伝道所が厚生年金制度に加入することになりました。引退後の牧師家族の生活のために、教会・伝道所は厚生年金制度に加入するようにしましょう。加入について分からないことは連盟総務室にお尋ねください。厚生年金は、事業所（教会）が拠出金の半額を負担する制度で法人格を持っている教会は加入が法的に義務づけられています。なお、連盟の「教役者退職一時金」の制度は加盟する全教会が対象※ですので、教会・伝道所の毎年度の拠出金の予算化および拠出も従来通り必ず行ってください。（※連盟教役者退職金規程第68条、減免…第70～72条）

<離任・退職に伴う慰労金を準備しましょう！> *****

牧師が貴教会を離任あるいは退職をする場合、それまでの働きへの感謝を慰労金として表すことが大切です。慰労金は、牧師給の0.5～1.0ヶ月分を教会が毎年度積み立てていくことが一つの目安です。また、牧師は住居を持っていない場合が多いため、離任や退職の際、新しい生活を確立するために多くの費用が発生します。働きを終えた牧師の生活が不安定になることがないように、これまでの働きに感謝し、人権尊重の視点を忘れずにご検討ください。

<必要経費を予算化しましょう！> *****

牧師の職務費（研修・図書費、牧会のための交通・車両・交際費等）は教会で予算化しましょう。その他にも教会が配慮すべき費用には上記の諸費用等があります。教会によっては他にもあるかもしれません。各教会の財政事情を勘案しつつできる限り配慮することが望まれます。例えば車両については車検や税金、ガソリン代等多くの費用が発生します。使い方や管理も含め日頃から確認し合っておきましょう。

牧師の住まいに関すること

多くの教会では牧師は牧師館に居住しています。牧師館は教会敷地内、あるいは教会の建物の一部である場合がほとんどです。それは「牧師は教会内に住むことが必須」との考えに基づいてきたと言えます。しかし近年、牧師の住まいを教会外に持つ事例が少なくありません。時代と社会の変化の中で「牧師は住み込みが当然」という固定概念も問い直されています。執事／役員会、並びに教会全体が牧師への委託事項の確認、日常生活と家族のプライバシーの尊重について理解を深めましょう。なお牧師の住まいを教会の事情で外に持つ場合の家賃は教会が負担することが必要です。

*この「お願い」は第2回理事会記録に資料収録したものとは異なる「差し替え版」です。ご注意ください。

2024年度連盟牧師給支援規程 付表

適用期間 2024年4月1日から2025年3月31日まで

この付表は連盟牧師支援規程(以下、「規程」という。)に基づき、牧師給の算定基準として設けられているものです。

別表(1) 給与表

【1. 基本給の算定基準】規程第6条

(単位:円)

号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
0	199,000	9	281,200	18	363,800	27	404,300
1	204,200	10	293,500	19	369,600	28	407,700
2	211,000	11	305,500	20	375,000	29	408,000
3	217,900	12	316,600	21	379,900	30	408,300
4	228,000	13	325,400	22	384,600	31	408,600
5	238,000	14	334,300	23	388,700	32	408,900
6	247,400	15	343,000	24	393,000	33	409,200
7	258,100	16	350,100	25	396,900	34	409,500
8	269,600	17	357,100	26	400,500	35	409,800

(注)

1. 牧師経験通算5年以上の牧師の場合は、「毎年4月1日現在の満年齢-25」を以って「号俸数」とする。
2. 牧師経験通算5年未満の牧師の場合は、経験度を給与に反映させるために、「毎年4月1日現在の満年齢-25」に5分の4を乗じたもの(小数点以下切捨て)を以って「号俸数」とする。
3. ただし牧師の満年齢が満25歳以下の場合には満25歳と見なして計算するものとする。
4. 2024年4月時点で満60歳以上の場合は昇給しないが、牧師経験通算5年以上による号俸数の適用は行うものとする。

別表(2) 扶養家族手当表

【2. 扶養家族手当の算定基準】規程第7条

(単位:円)

配偶者		6,500	
子		10,000	子・孫・弟・妹:満22歳に達した日以降の最初の3月31日までの間。
父・母			父・母・祖父母:満60歳以上。
祖父・母	二人まで	6,500	但し、満15歳に達した日以降の最初の4月1日から満22歳に
弟・妹・孫	三人目から	5,500	達した日以降の最初の3月31日までの間にある子について一人
			当たり5,000円を加算。
心身障がい者		35,000	障害等級2級以上及び同等の者。但し、続柄は上記各項の者に
			限る。金額は年齢に制限なく、続柄の区別なく別途に支給する。

(注)規程第7条に定める扶養親族の該当者は、同居の扶養親族であることを要する他、下記(1.~6.)の各種収入の総和が月額平均116,666円、年額1,400,000円を越えない者に限る。

1. 当該親族自身の勤労収入等の収入
2. 利子、配当、不動産貸付等の資産収入
3. 償還義務のない奨学金の給付
4. 年金、恩給等の給付
5. 他の親族、知人からの仕送り
6. 当該親族自身のその他の収入

【3. 特別手当】

規程第10条

- * 夏期手当:(基本給+扶養家族手当)*2.25ヶ月分を6月に支給する。
- * 冬期手当:(基本給+扶養家族手当)*2.25ヶ月分を12月に支給する。

以上